

Need Help?

[Want information?](#)

[Want to Help?](#)



Tubman
Family
Alliance



stopfamilyviolence.com

Help line
612-825-0000

[Our history](#)

[Our inspiration](#)

[Our Board](#)

[Our Staff](#)

[Employment opportunities](#)

[Annual reports](#)

[Newsletters](#)

About Tubman Family Alliance

Tubman Family Alliance is a pioneer in family violence prevention nationwide. As one of the largest providers of family violence services and prevention programming in the United States, Tubman serves over 50,000 participants annually in Minnesota's Twin Cities metropolitan area with the aim of preventing and ending family violence.

With a budget of \$7.1 million and nearly 150 full- and part time employees, the agency operates a full range of services for men, women, and children and the community at large, residing in Washington, Hennepin, and suburban Ramsey Counties. Services include a 24-hour help line, legal advocacy, three crisis shelters, youth and family support services, transitional support services, and counseling services for victims of violence and for those who have behaved abusively.

Vision – Communities, families, and relationships free from violence

Mission – To change lives by working to end violence in relationships through prevention and support services;
– To change communities through information, education, and advocacy

STOP THE 暴力

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ



内閣府 男女共同参画局

はじめに

STOP THE 暴力



配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」が制定されました。

今般、これまでの保護命令などでは対応できない事例が多く見られたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月に施行されました。

このパンフレットでは、法律の概要を始め、これまでの法の施行状況や最近の調査結果を掲載するなど改正後の「配偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

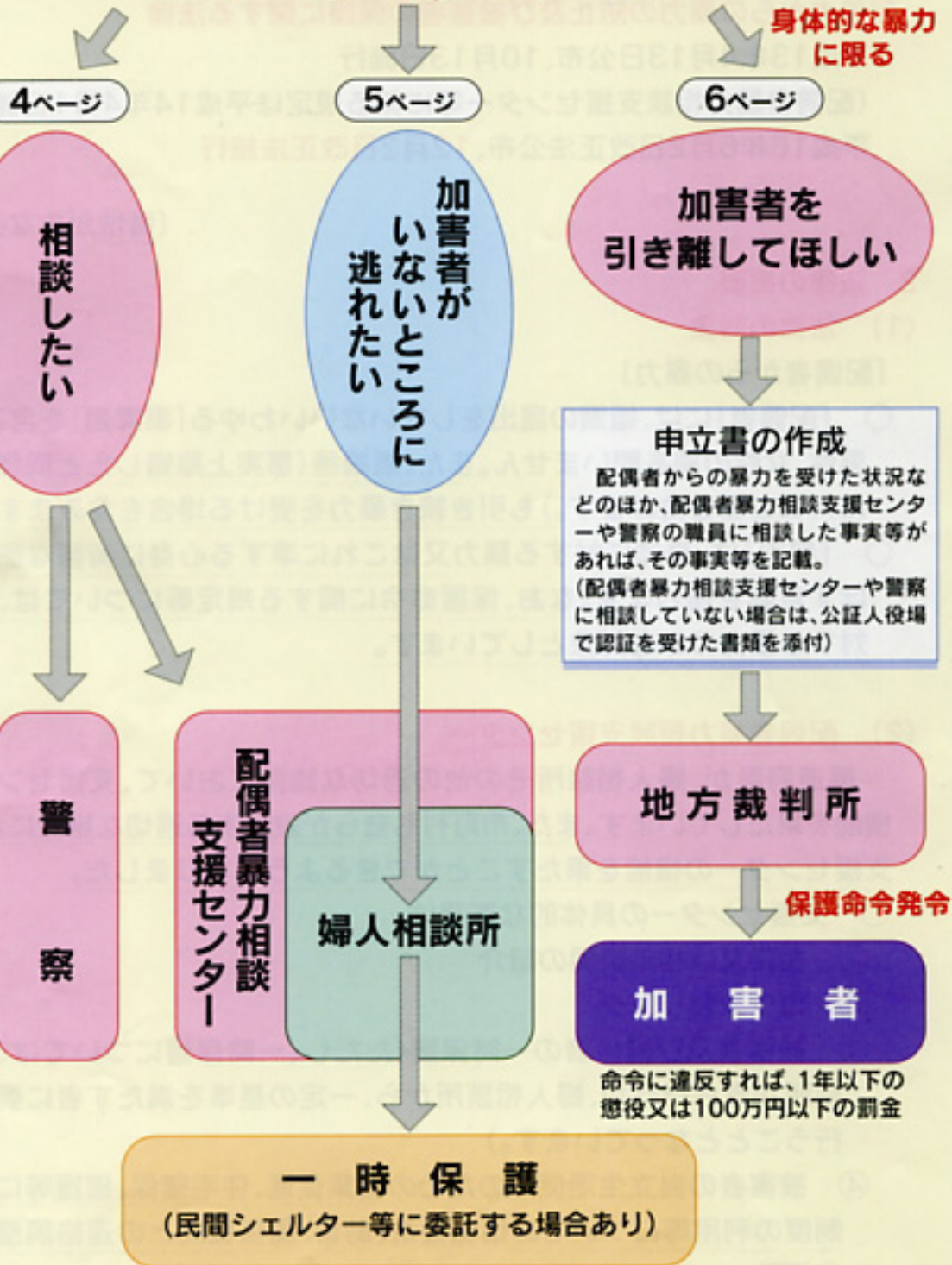
配偶者からの暴力でお悩みの方や行政担当者の方々など幅広くご活用いただければ幸いです。

平成16年12月

(内閣府) 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

支援の流れ

暴力を受けた



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法) (改正法は、平成16年12月施行)

1 公布及び施行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日公布、10月13日施行

(配偶者暴力相談支援センター等に係る規定は平成14年4月1日施行)

平成16年6月2日改正法公布、12月2日改正法施行

(青地が主な改正点)

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力のみを対象としています。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすことができるようになりました。

- 支援センターの具体的な業務は、
 - ① 相談又は相談機関の紹介
 - ② カウンセリング
 - ③ 被害者及び同伴者の一時保護(ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。)
 - ④ 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努める。

(3) 保護命令

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含みます。)に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

- 接近禁止命令⇒加害者に、被害者(被害者と同居している未成年の子についても可能)の身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 退去命令⇒加害者に、2か月間、住居からの退去を命ずるもの。再度の申立ても可能。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 配偶者からの暴力の発見者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助
- 施行後3年を目途とした見直しの検討

配偶者からの暴力

▶ いろいろな形態があります。

- 配偶者** 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。
-
- 暴力** 身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。
※保護命令は、身体的暴力のみ対象。

相談

▶ いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また、市町村が支援センターを設置することもあります。

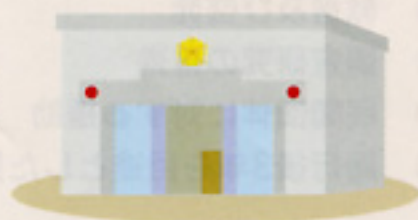
- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助



全国に120箇所設置(平成16年10月現在)
 ※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。



一時保護

▶ とりあえず加害者から逃れたい。

各都道府県に必ず1つ設置されています。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

(一時保護は、民間のシェルター等に委託されることもあります。)



自立支援

▶ 自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

- **就業の促進**（職業紹介、職業訓練等）に関する情報提供
- **住宅の確保**（公営住宅等）に関する情報提供
- **援護**（生活保護、児童扶養手当の支給等）に関する情報提供等

保護命令

▶ 加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、
保護命令が出されます。

※ 更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害
を受けるおそれ大きいときに限ります。

保護命令は2種類あります。

接近禁止命令

加害者が被害者の身边に
つきまとったり、被害者の
住居、勤務先等の付近をは
いかいすることを禁止する
命令です。

(被害者と同居する未成年の子
どもも対象になります。)

期間は6か月です。

退去命令

加害者に、被害者と共に
住む住居から退去すること
を命じるものです。

期間は2か月です。



※ 事実婚の者及び元配偶者も申立てできます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

保護命令の申立て

▶ 地方裁判所に申立てをします。

申立書には、

- 身体に対する暴力を受けた状況
- 更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

を記載します。

※ 詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は？

暴力を受けた状況などを記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。



※ **公証人**：公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

手数料：公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、本人の意思は尊重されます。)



国や地方公共団体は

- 主務大臣※による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

※内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣

- 職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- 教育及び広報啓発に努めること
- 調査研究の推進に努めること
- 人材の養成及び資質の向上に努めること
- 民間団体の援助に努めること

などとなっています。



関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

配偶者暴力防止法の施行状況

1 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数

全国に120箇所設置（平成16年10月現在）

※ 各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

2 配偶者からの暴力に関する相談件数

(1) 配偶者暴力相談支援センター

① 相談の年度別件数

平成14年度	35,943件
平成15年度	43,225件
平成16年度	24,818件（4月から9月まで）
合計	103,986件（1月平均3,466件）

平成15年度は、
年間4万件を超える相談

② 性別相談件数

女性	103,543件（99.6%）
男性	443件（0.4%）

相談者は
圧倒的に女性

※ 内閣府の調査によります。

(2) 警察における対応件数

平成13年	3,608件（10月から12月まで）
平成14年	14,140件
平成15年	12,568件
合計	30,316件（1月平均1,122件）

※1 警察庁の調査によります。

2 対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいいます。

3 平成13年は、10月13日（法施行日）からの対応件数です。

3 婦人相談所における一時保護された女性の人数

	要保護女子（同伴家族）	うち夫等の暴力を理由とする者
平成12年度	3,907人（2,318人）	1,873人（48.0%）
平成13年度	4,823人（3,085人）	2,680人（55.5%）
平成14年度	6,261人（4,642人）	3,974人（63.5%）
平成15年度	6,447人（5,029人）	4,296人（66.6%）

- ※1 厚生労働省の調査によります。
 2 一時保護委託分を含みます。

4 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

(1) 処理件数等

年度	区分 新受	既済件数						却下	取下げ等
		認容（保護命令発令）	認容（保護命令発令）			却下	取下げ等		
			接近禁止のみ	退去のみ	退去接近禁止				
平成13年	171件	153件	123件	91件	0件	32件	4件	26件	
平成14年	1,426件	1,398件	1,128件	798件	4件	326件	64件	206件	
平成15年	1,825件	1,822件	1,468件	1,058件	4件	406件	81件	273件	
平成16年	1,579件	1,553件	1,256件	817件	4件	435件	54件	243件	
合計	5,001件	4,926件	3,975件	2,764件	12件	1,199件	203件	748件	

(2) 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間
 （平成13年10月から平成16年9月まで）

11.5日

- ※1 最高裁判所の調査によります。
 2 数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数です。
 3 平成13年分は、10月13日（法施行日）から12月までの処理状況、平成16年分は1月から9月までの処理状況です。
 4 「認容」には、一部認容の事案を含みます。
 「却下」には、一部却下、一部取下げの事案を含みます。
 「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含みます。

5 配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺 人	傷 害	暴 行
平成11年	105/170件 (61.8%)	375/403件 (93.1%)	36/36件 (100.0%)
平成12年	134/197件 (68.0%)	838/888件 (94.4%)	124/127件 (97.6%)
平成13年	116/191件 (60.7%)	1,065/1,097件 (97.1%)	152/156件 (97.4%)
平成14年	120/197件 (60.9%)	1,197/1,250件 (95.8%)	211/219件 (96.3%)
平成15年	133/215件 (61.9%)	1,211/1,269件 (95.4%)	230/234件 (98.3%)

- ※1 警察庁の調査によります。
 2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数（%はその率）です。
 3 配偶者には内縁関係にある者を含みます。
 4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

配偶者間における
 傷害、暴行の被害者の
 ほとんどが女性



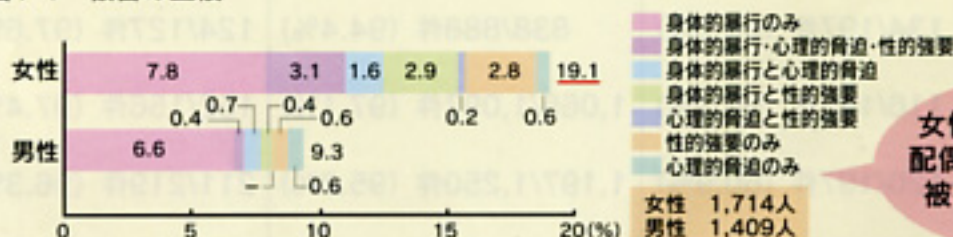
多くの女性が配偶者等から被害を受けています。

配偶者等からの被害経験

身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか
又はいくつかをこれまでに一度でも受けた。

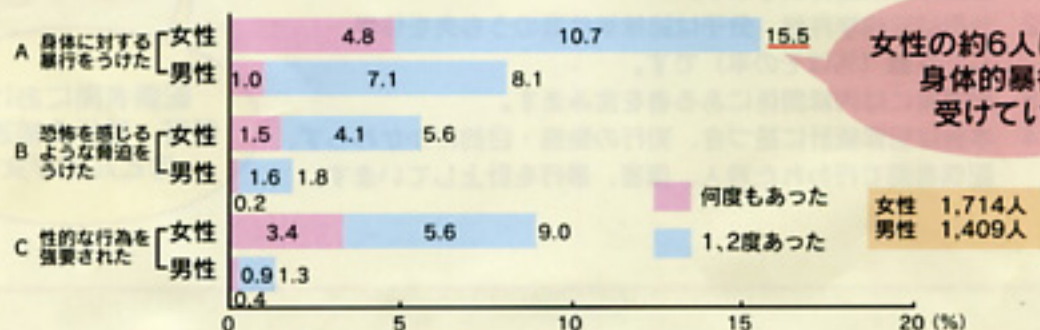
19.1%

図1-1 被害の重複



女性の約5人に1人は
配偶者等からの暴力の
被害を受けています

図1-2 配偶者等からの被害経験-これまで

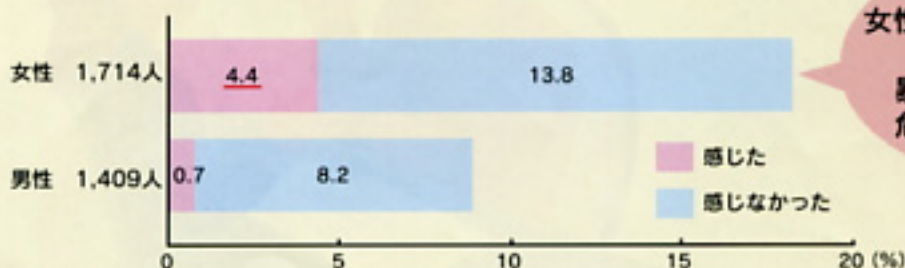


女性の約6人に1人が
身体的暴行を
受けている

これらの行為によって命の危険を感じた。

4.4%

図2 命の危険を感じた経験 (回答者全体)

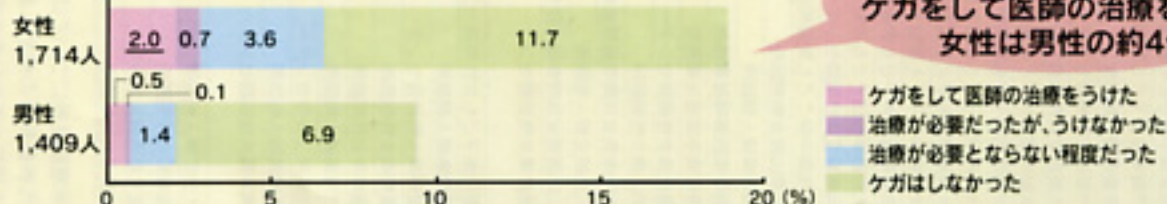


女性の約20人に1人が
配偶者等からの
暴力によって命の
危険を感じている

暴力によってケガをして医師の治療を受けた。

2.0%

図3 暴力行為によるケガ（回答者全体）



配偶者等からの暴力によりケガをして医師の治療を受けた女性は男性の約4倍

配偶者暴力防止法を知っていますか？

平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法の成立を知っていた。

72.5%

図4-1 配偶者暴力防止法の周知度

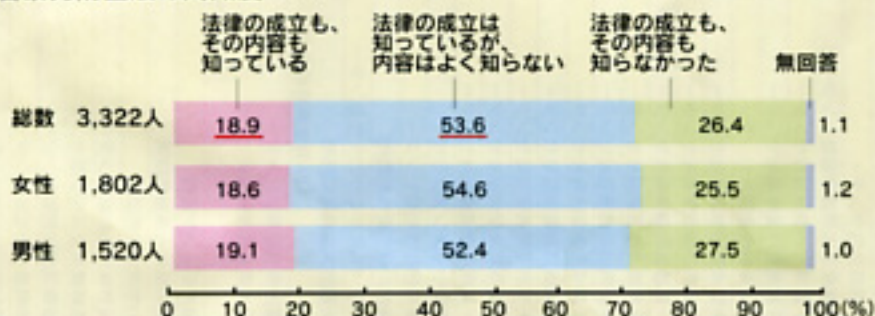
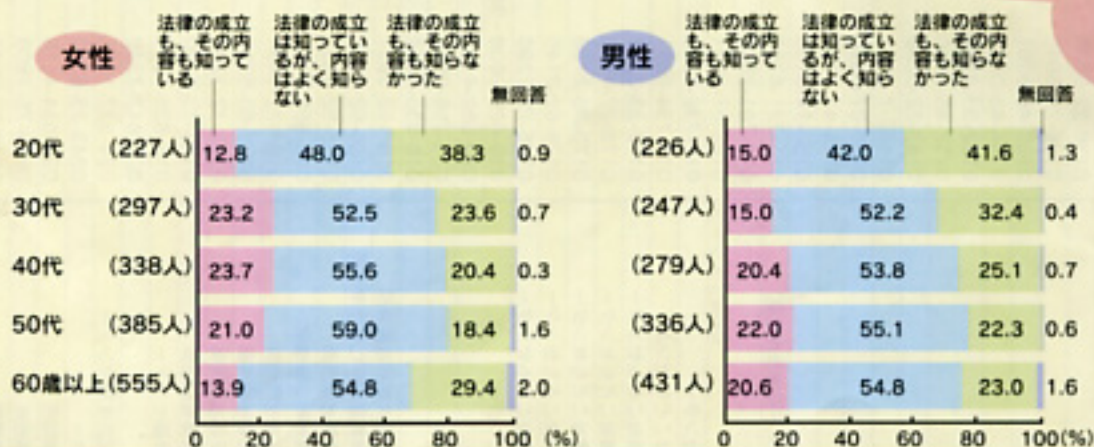


図4-2 配偶者暴力防止法の周知度（性・年齢別）



若年層の約4割は法律を知らない

「配偶者等からの暴力に関する調査」結果より
(平成15年4月公表 内閣府)



配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設

施設名称	電話
北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
北海道石狩支庁	011-232-4760
北海道渡島支庁	0138-47-5789
北海道檜山支庁	01395-2-5785
北海道後志支庁	0136-22-5838
北海道空知支庁	0126-25-5648
北海道上川支庁	0166-46-5081
北海道留萌支庁	0164-43-0011
北海道宗谷支庁	0162-33-3399
北海道網走支庁	0152-45-0500
北海道釧路支庁	0143-22-5286
北海道日高支庁	01462-2-2921
北海道十勝支庁	0155-27-8526
北海道根室支庁	0154-41-1110
北海道釧路支庁	0153-24-5756
北海道釧路支庁(男女平等推進室)	011-221-6780
青森県女性相談所	017-781-2000
DVホットライン	0120-87-3081
青森県男女共同参画センター	017-732-1022
青森県地方健康福祉こどもセンター	017-734-9951
青森県中南部地方健康福祉こどもセンター	0172-33-3211
青森県西三戸地方健康福祉こどもセンター	0178-27-4435
青森県三戸地方健康福祉こどもセンター	0173-35-2156
青森県上北地方健康福祉こどもセンター	0176-62-2145
青森県下北地方健康福祉こどもセンター	0175-22-2296
岩手県福祉総合相談センター	019-629-9608~9610
宮城県女性相談センター	019-652-4152
秋田県女性相談所	022-256-0965
秋田県女性相談所	018-835-9052
秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部	0186-52-3951
秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	0186-62-1165
秋田県山本地域振興局福祉環境部	0185-52-4331
秋田県秋田地域振興局福祉環境部	018-855-5171
秋田県由利地域振興局福祉環境部	0184-22-5434
秋田県仙北地域振興局福祉環境部	0187-63-5355
秋田県平泉地域振興局福祉環境部	0182-32-3294
秋田県雄勝地域振興局福祉環境部	0183-73-6100
秋田県中央男女共同参画センター	018-836-7846
山形県女性相談所	023-642-2340
福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010
福島県男女共生センター	024-23-8320
福島県東北保健福祉事務所	024-534-4118
福島県中保健福祉事務所	0248-75-7809
福島県南保健福祉事務所	0248-22-5647
福島県会津保健福祉事務所	0242-29-5278
福島県社会保健福祉事務所	0241-63-0305

施設名称	電話
福島県双葉保健福祉事務所	0244-26-1134
茨城県婦人相談所	029-221-4166
栃木県婦人相談所	028-622-8644
とちぎ男女共同参画センター	028-665-7714
群馬県女性相談所(群馬県女性相談センター)	027-231-4488
埼玉県婦人相談センター	048-600-6060
千葉県女性サポートセンター	043-245-1719
千葉県女性センター	04-7140-8605
千葉県習志野保健福祉センター	047-475-5966
千葉県市川保健福祉センター	047-377-1199
千葉県松戸保健福祉センター	047-361-6651
千葉県船橋保健福祉センター	04-7167-2411
千葉県野田保健福祉センター	04-7124-6677
千葉県印旛保健福祉センター	043-483-0711
千葉県取巻保健福祉センター	0478-52-9310
千葉県海浜保健福祉センター	0479-22-3101
千葉県山武保健福祉センター	0475-54-2388
千葉県長生保健福祉センター	0475-22-5565
千葉県夷隅保健福祉センター	0470-73-0801
千葉県安房保健福祉センター	0470-22-6377
千葉県君津保健福祉センター	0439-22-3411
千葉県市原保健福祉センター	0436-21-3511
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京都女性相談センター	03-5261-3110
神奈川県立女性相談所	045-313-0745
神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-9799
新潟県女性福祉相談所	025-381-1111
DV児童虐待相談フリーダイヤル	0120-26-2928
富山県女性相談センター	076-421-6252
石川県女性相談支援センター	076-223-8655
DVホットライン	076-221-8740
福井県生活学習館	0776-41-7111~7112
福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
山梨県女性相談所	055-254-8635
長野県女性相談センター	026-235-5710
長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
岐阜県女性相談センター	058-274-7377
静岡県女性相談センター	054-286-9217
愛知県女性相談センター	052-913-3300
尾張駐在室	052-961-7211
海部駐在室	0567-24-2111
知多駐在室	0569-31-0121
西三河駐在室	0564-23-1211
豊田加茂駐在室	0565-33-0294
新城駐在室	0536-23-2111
東三河駐在室	0532-54-5111

施設名称	電話
三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
京都府婦人相談所	075-441-7590
大阪府女性相談センター	06-6725-8511
大阪府女性総合センター	06-6946-7890
大阪府寝屋川子ども家庭センター	072-828-0277
大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
大阪府中央子ども家庭センター	072-298-8022
大阪府高田林子ども家庭センター	0721-25-2065
大阪府岸和田子ども家庭センター	0724-41-7794
兵庫県立女性相談センター	078-732-7700
奈良県中央子ども家庭相談センター	0742-22-4083
和歌山県女性相談所	073-445-0793
鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
鳥取県西部福祉事務所	0859-38-2250
鳥取県中部福祉事務所	0859-23-3147
鳥取県立婦人相談センター	0854-84-5661
岡山県女性相談センター	086-243-0022
岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310
広島県立婦人相談所	082-255-8801
山口県男女共同参画相談センター	083-901-1122
徳島県女性支援センター	088-652-5503
香川県子ども女性相談センター	088-623-8110
愛媛県婦人相談所	087-835-3211
愛媛県女性総合センター	089-941-3490
高知県女性相談所	089-926-1644
福岡県女性相談所	088-822-5520
福岡県女性相談所	092-711-9874
佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
佐賀県立女性センター	0952-26-0018
長崎県婦人相談所	095-846-0660
熊本県女性相談センター	096-381-4454
DV専用番号	096-381-7110
大分県婦人相談所	097-544-3900
宮崎県女性相談所	0985-22-3858
鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
沖縄県女性相談所	098-854-1172

※電話番号については、施設によっては相談専用電話番号ではなく、代表番号等の場合もあります。また、相談受付時間等も施設によって異なっておりますので、各施設にお問い合わせください。

シンポジウム『岐路に立つDV支援』

報告書

NPO・行政・企業のパートナーシップ

～過去10年を振り返り、今後への提言を行う～

平成17（2005）年10月

発行：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス4階

TEL 03(3514)4071（代表） FAX 03-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp> E-mail dignity@awf.or.jp